

法規10消防法

- 1 美術館は、消防法上、特定防火対象物に該当する。
- 2 防火地域又は準防火地域内の一戸建住宅については、建築確認の際、消防法上、消防長等の同意を得なければならない。
- 3 収容人員が30人以上の飲食店については、消防法上、防火管理者を定めなければならない。
- 4 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、これらと異なる規定を設けることができる。
- 5 スプリンクラー設備を技術上の基準に従って設置した場合、消火器具の設置個数を減少することができる。
- 6 主要構造部を耐火構造とした地上2階建延べ面積1,500m²の映画館は、消防法上、原則として、屋内消火栓設備を設けなければならない。
- 7 準耐火建築物である平屋建延べ面積600m²の幼稚園は、消防法上、原則として、屋内消火栓設備を設けなければならない。
- 8 2階建の延べ面積350m²のマーケットについては、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- 9 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けなければならない。
- 10 劇場で、地階にある床面積が400m²の舞台部に原則として設置しなければならないスプリンクラー設備については、舞台部の天井又は小屋裏に、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、2.1m以下となるように設けなければならない。
- 11 高さ31mを超える共同住宅に設ける非常用の昇降機は、消防の用に供する設備には該当しない。
- 12 準耐火建築物で、延べ面積800m²の2階建の事務所については、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- 13 耐火建築物で、延べ面積3,000m²の3階建のスーパーマーケットについては、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
- 14 博物館は、消防法上、「特定防火対象物」に該当しない。
- 15 地階に設ける駐車場で、床面積が1,000m²以上のものには、原則として、排煙設備を設けなければならない。
- 16 敷地面積5,000m²、延べ面積10,000m²、高さ35mの耐火建築物である共同住宅には、消防用水を設置しなければならない。
- 17 展示場で、延べ面積300m²のものには、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- 18 地上4階建の事務所で、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした延べ面積3,000m²のものには、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
- 19 消防用設備等のうち簡易消火用具には、「乾燥砂」及び「膨張ひる石」は含まれない。
- 20 指定数料以上の危険物は、原則として、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。

法規10 消防法

- 1 × 消防法第17条の2の5第2項四号、消防法施行令第34条の4及び同令別表第1により、美術館は特定防火対象物に該当しない。
- 2 ○ 消防法7条および同法施行令第1条により、防火地域又は準防火地域内の一戸建住宅については、建築確認の際、消防長等の同意を得なければならない。
- 3 ○ 消防法8条および同法施行令第1条の2第3項により、収容人員が30人以上の飲食店については、消防法上、防火管理者を定めなければならない。
- 4 ○ 消防法第17条第2項により、市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、これらと異なる規定を設けることができる。
- 5 ○ 消防法施行令第10条第3項により、スプリンクラー設備を技術上の基準に従って設置した場合、消火器具の設置個数を減少することができる。
- 6 ○ 消防法施行令第11条1項一号、2項および令別表1(1)により、地上2階延べ面積1500m²以上の映画館の場合は、主要構造部が耐火構造である無しを問わず、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
- 7 × 消防法施行令第11条1項二号、令別表1(6)により、準耐火建築物である平屋建延べ面積600m²の幼稚園は、屋内消火栓設備を設けなくてよい。
- 8 ○ 消防法施行令第21条1項三号により、2階建の延べ面積350m²のマーケットについては、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- 9 ○ 消防法施行令第26条2項一号により、避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けなければならない。
- 10 × 消防法施行令第12条1項一号、2項二号(イ)により、劇場で、地階にある床面積が400m²の舞台部に原則として設置しなければならないスプリンクラー設備については、舞台部の天井又は小屋裏に、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、1.7m以下となるように設けなければならない。
- 11 ○ 消防法17条1項および同施行令第7条1項により、非常用の昇降機は、消防の用に供する設備には該当しない。
- 12 × 事務所は消防法施行令別表第1(15)項の建築物であるが、消防法施行令第21条1項六号により、延べ面積が1000m²以上の場合に設置しなければならず、800m²の場合は、自動火災報知機を設置しなくてよい。
- 13 ○ 消防法施行令第12条三号および令別表(4)により、耐火建築物で、延べ面積3,000m²以上の3階建のスーパーマーケットについては、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
- 14 ○ 消防法17条の2の5第2項四号、同施行令第34条の4第2項および別表第1。博物館の含まれる別表第1(8)項は特定防火対象物に該当しない。
- 15 ○ 消防法施行令第28条第1項第三号により、地階に設ける駐車場で、床面積が1,000m²以上のものには、原則として、排煙設備を設けなければならない。
- 16 × 共同住宅は消防法施行令別表第一(五)項口に該当するが、消防法施行令第27条1項、2項により、敷地面積5,000m²、延べ面積10,000m²、高さ35mの耐火建築物の場合は、消防用水を設置しなくてよい。
- 17 ○ 展示場は、消防法施行令別表第1(4)項の建築物であり、同令第21条第1項第三号により、展示場で、延べ面積300m²のものには、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- 18 ○ 事務所は、消防法施行令別表第1(15)項の建築物であり、同令第11条第1項第三号、同条第2項により、地上4階建の事務所で、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした延べ面積3,000m²のものには、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
- 19 × 消防法施行令第7条第2項第一号により、「乾燥砂」及び「膨張ひる石」は簡易消火用具である。
- 20 ○ 消防法第10条第1項により、指定数料以上の危険物は、原則として、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない